

2026年2月26日
愛知製鋼株式会社

元役員からの損害賠償請求に関する判決について

本日、当社元役員らから当社および当社取締役等に提起されていた損害賠償請求訴訟について、名古屋地方裁判所より元役員らの請求を全て棄却する判決が言い渡されました。

今回の判決では、元役員らの不正競争防止法違反に係る行為に関し当社が元役員らを刑事告訴したことについて、当社の刑事告訴が、元役員らに対する営業妨害および違法な刑事告訴であったという元役員らの主張でしたが、裁判所は、元役員らの請求を全て棄却しました。

本件において、当社はこれまで営業秘密を守るために事実に基づく一貫した主張、適切な法的手続きを誠実に従っており、当社の見解が認められたものと受け止めております。

企業の知的財産とは、「多くの人のノウハウ、知見、経験を長年積み重ね、組み合わせで構成されているもの」であります。当社は、それらの知的財産を重要な企業の資産と位置付け、その保全と適切な管理を徹底しております。今回の判決は、当社の知的財産を適切に保護するための対応が、司法の場においても支持されたものと考えております。

当社は今後とも関係者を尊重しつつ、誠実な企業活動を継続してまいります。

以上